**家　族　経　営　協　定　書**

**第１条　目的**

　この協定は、甲（　）　　　　　　　、乙（　）　　　　　　　　及び丙（　）　　　　　が相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

**第２条　意志決定の参画**

　営農方針・計画の樹立、施設等の投資、及び資金の借入、新規部門の導入、経営転換の実施、並びに経営形態の変更（法人化への移行）等、家族経営の重要な意志決定にあたっては、甲及び乙並びに丙は、必ず参画し、十分な協議を行って決めるものとする。

**第３条　経営の役割（任務）分担の実施**

　農業経営における個人の責任を明確にするため、甲及び乙並びに丙は、それぞれの希望、特技、技能等を互いに尊重しながら、各自の役割（任務）分担を決めるものとする。

各自の役割分担は次のとおりとする。（◎は作業の責任者、○は作業の補助者とする。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部　　門 | 甲 | 乙 | 丙 | 備　考 |  |
| 　　　部門 | 摘果管理 |  |  |  |  |
| 収穫管理 |  |  |  |  |
| 出荷管理 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　　　部門 | 摘果管理 |  |  |  |  |
| 収穫管理 |  |  |  |  |
| 出荷管理 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　　　　　部門 | 摘果管理 |  |  |  |  |
| 収穫管理 |  |  |  |  |
| 出荷管理 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 経営 | 経営管理 |  |  |  |  |
| 家計費管理 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 | 家　事 |  |  |  |  |
| 育　児 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**第４条　収益分配の実施**

　　農業経営から生じる収益については、甲及び乙並びに丙で十分協議してそれぞれの年齢、任務等を考慮した額が分配されるものとする。

　　　　甲の金額～　　　　　割　・・・金額：　　　　　　　　円（月額）

　　　　乙の金額～　　　　　割　・・・金額：　　　　　　　　円（月額）

　　　　丙の金額～　　　　　割　・・・金額：　　　　　　　　円（月額）

**第５条　就業条件の整備**

　ゆとりある農家生活を築くため、農作業における就業時間、休日・休暇等の就業条件について、農作業の繁閑並びに経営の実態等を考慮しながら、甲及び乙並びに丙で協議の上決定するものとする。

　１日の労働時間は、原則として甲、　　　時間、乙、　　　時間、丙、　　　時間とする。

　正月並びに盆等の休暇・休息については、甲及び乙並びに丙で協議の上、決めるものとする。

　長時間労働による健康被害等が起こらないよう、健康・安全第一で農作業に努める。

**第６条　将来の経営移譲の取り決め**

　農業経営に必要な農業資産の分割を防止するとともに後継者の営農意欲を喚起するため、甲及び乙が有する経営権及び経営用資産については、将来、甲及び乙の合意ものもと、三者間で十分に協議を重ねた上、経営移譲について決定する。

**第７条　後継者の育成**

　丙は、将来の経営主として責任と経営自覚を持ち、常に経営の実態を習得し、自ら甲及び乙並びに農業団体等の指導を積極的に受け、農業生産の向上に努力しなければならない。

　甲及び乙は、丙の教育のため、各種研修に積極的に参加できるよう十分配慮するものとする。

**第８条　経営移譲後**

　丙は経営譲り受け後、甲及び乙の扶養義務を確認し生活を保障するとともに、家族間の宥和に努め、永年の労苦に感謝し農業経営収支の状況を勘案して、功労（慰労）金の支給について配慮するものとする。

**第９条　その他**

　この協定書に定めている以外の事項については、必要に応じ甲及び乙並びに丙で協議の上定める。

**付則**

　この協定書の有効期限は1年間とするが、内容に修正がない場合は自動更新されるものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県

1. 印
2. 印
3. 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　立会人　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印